

スタートアップ支援総合プログラム（SBIR支援） 令和4年度公募に関するQ&A

最終更新 令和4年6月13日

分類	質問内容	回答
全般	本プログラムはどのような特徴があるのでしょうか。	本プログラムは、農林水産・食品分野に関わる政策的・社会的課題の解決や農林水産業・食品産業の可能性をひろげる新しいビジネス創出に向けて行う研究開発を支援するプログラムです。 技術シーズの創出から事業化の構想、実用化開発、事業化までのフェーズを設定し、目標を設定しながら事業化に向けた研究開発をすすめるとともに、事業化に関する豊富な知見や経験を有するプログラムマネージャー（PM）が様々なサポートにより伴走支援して事業化の取組を推進します。 なお、本プログラムは、SBIR制度（中小企業技術革新制度）における指定補助金等に位置付けられている農林水産省予算を基に、生研支援センターが運用する研究委託費事業です。
	SBIR制度について教えてください。	SBIR制度（中小企業技術革新制度）は、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによって我が国のイノベーション創出を促進することを目的とした制度です。 本プログラムの受託者など、SBIR制度における「指定補助金等」を活用した者は、特定税率での融資（日本政策金融公庫）や特許料等の減免など、事業化に向けた各種の支援施策を受けることができます。 新しいSBIR制度については、以下SBIR特設サイトをご参照ください。 https://sbir.smrj.go.jp/index.html
	SBIR制度の指定補助金等について教えてください。	指定補助金等は、研究開発型スタートアップ等を主な支援対象とする研究開発補助金・委託費です。イノベーションを生み出すポテンシャルを有しながらも強い資金的な制約に直面する研究開発型スタートアップに補助金等を交付することで、いわゆる「死の谷」を超えて科学技術の実用化・事業化の実現を可能にすることを基本的な役割・位置づけとしています。
応募	本プログラムへの応募の対象者について教えてください。	本プログラムは、「指定補助金等」による研究委託事業として、事業化を目指して研究開発に取り組むスタートアップ等を対象としています。 応募者の要件等については、公募要領（3 応募要件等）をご参照ください。
	研究者個人が応募することは可能でしょうか。	本プログラムの実施に当たり、委託契約や委託費の適切な管理等が必要となるため、研究者個人による応募はできません。研究開発成果の事業化を目指す研究者が応募しようとする場合は、所属する研究機関が応募者となる必要があります。
	研究代表者又は研究実施責任者の所属が、人事異動等で提案時と契約時で変更となる可能性があるが、提案可能でしょうか。	人事異動後も、研究開発を行うための体制が整っており、知的財産や経理に関する能力・体制を有する機関に所属することが確実であれば提案は可能です。なお、提案書には、提案時に所属している機関の情報を記載してください（変更後の所属がすでに決まっている場合は、新しい所属先や変更時期を括弧書きで記載してください）。
	本プログラムに研究代表者又は研究実施責任者として、複数の研究課題に応募することは可能でしょうか。	同一の研究者が複数の研究課題に応募することを禁止しているものではありませんが、研究費等の不合理な重複や過度な集中が認められた場合は、審査対象からの除外や採択の取消等を行うことがありますのでご注意ください。（公募要領の5（1）不合理な重複及び過度の集中の排除を参照） また、研究費の応募状況等については、提案書別紙2（研究費の応募・受入等の状況）に必要事項を記載してください。
e-Rad	e-Radには、研究グループ（コンソーシアム）に参画する研究機関及び研究者全員を登録する必要があるのでしょうか。	コンソーシアムに参画し、資金配分を受ける全ての研究機関及び研究者は登録する必要があります。
	応募締切までに研究者全員のe-Radへの登録が間に合わない場合はどうすればよいですか。	適切な研究管理を行う観点から、e-Radへの登録は余裕をもって実施してください。 万一、e-Radへの登録が間に合わない場合は、研究代表者のみを登録して応募することも可能としますが、その場合でも可能な限り早急に登録をお願いします。 この場合、e-Radに登録できなかった研究者の研究費は、研究代表者の研究機関（代表機関）にまとめて計上してください。

研究開発 テーマ等	複数の研究開発テーマにまたがる応募は可能ですか。	令和4年度公募では4つの研究開発テーマを設定しています。 応募者は、研究課題が最も適合するテーマ1つを選択して応募してください。
	研究開発テーマとして4テーマが示されているが、各テーマの採択数は決まっているのでしょうか。	応募いただく研究課題の審査は研究開発テーマごとに実施し、それぞれ革新的な研究開発と認められたものを採択する予定としていますが、テーマごとの具体的な採択数は決まっています。
	本プログラムでは、動物用医薬品や医薬品の開発は対象になるのでしょうか。	動物用医薬品の開発については、研究開発テーマや応募要件等に合致するものは応募の対象となります。 本プログラムではヒト用医薬品の開発は対象としていません。
契約	採択された場合、経費を支出できるのは、いつになるのでしょうか。	本プログラムの契約における研究委託期間の開始日は、試験研究計画に基づく委託試験研究実施計画書（生研支援センターの経理様式1）が提出された日から最大2か月前の日（ただし採択通知日以降）まで遡ることを可能としています。委託期間中の経費であって、試験研究計画に適合する経費については、委託費に計上することができます。
備品	研究期間内に購入した備品の取扱はどうなるのでしょうか。	委託研究期間中は、導入した研究機関（研究グループの構成員）に帰属することとしています。研究期間終了後に引き続き同様の研究を行う目的で使用することを希望する場合は、継続使用申請の手続で生研支援センターの承認を受ける必要があります。
	委託研究に用いる備品は、全て購入することができるのでしょうか。	備品の導入に際しては、使用する期間等を考慮のうえ、購入、レンタル、ファイナンスリース、オペレーティングリースを比較し、経済性の観点から最適な方法を選択してください。 リースが経済的であればリースを選択いただきますが、リース等の選択肢がない場合や購入が妥当ということであれば購入としていただいても差し支えありません。 この場合、購入とすることの合理性に関する説明やリース・購入の見積もりを求めることがありますので、ご準備をお願いします。合理的な説明と認められない場合、差額を返納いただくことがありますのでご注意ください。
間接経費	間接経費は、委託費上限額に乗せして計上できるのでしょうか。	間接経費は各フェーズの委託費上限額の内数となります。直接経費と間接経費の合計額が委託費上限額以内となるよう提案してください。
提出書類等	企業が応募する場合の応募書類として、過去3年分の財務諸表があるが、「キャッシュフロー計算書」を作成していない会社は、新たに作成が必要でしょうか。	キャッシュ・フロー計算書の作成義務のない法人であって、キャッシュ・フロー計算書を作成されていない法人は提出を不要といたします。 キャッシュ・フロー計算書の作成義務のない法人であっても、作成されている場合は提出してください。 ただし、審査の過程で必要がある場合、追加情報の提出を求める場合があります。
	提案書様式の1-10、提案企業に関する情報の(7)③法人株主の記載欄について、全ての法人株主を記載する必要があるのでしょうか。	法人株主が多数となる場合は、出資額の多い上位5社については必要情報を確認いただき記載をお願いします。 ただし、審査の過程で必要がある場合、追加情報の提出を求める場合があります。
	VC等からの出資を受ける予定がある場合、VC等による出資意向確認書の提出は必要でしょうか。また、同書類のフォーマットはありますか。	VC等からの出資を受ける予定が確かである場合には、その確認書類として、出資意向確認書を提案書に添付して同時にe-Radで提出してください。フォーマットは特にありません。
情報管理実施体制（提案書別紙4）	情報管理統括責任者や情報管理責任者はどのような人を記載するのでしょうか。	すでに情報管理体制が整備されており、社内規則等で情報管理責任者等が規定されている場合は、その方を記載ください。 新たに体制を整備する場合は、その機関において、契約の履行に当たり必要な情報を適切に取り扱うことのできる方を記載ください。なお、適切な体制が整うのであれば、研究統括者や研究実施責任者者と同一の方でも構いません。
研究不正について	応募にあたり、研究費の不正使用防止のための対応に関する注意点はありますか。	研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2020年度版）（※）」の「9 研究活動における不正行為防止のための対応」を必ずご覧のうえ、提案書別紙6「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。 また、委託契約締結時までに、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出いただきます。 ※ 事務担当者説明会動画（2020年度版）については、以下のリンクをご覧ください。 https://www.youtube.com/watch?v=SgaFWfP7kHM

	<p>農業AI・データ契約ガイドラインとは何ですか。</p>	<p>農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。)を策定しています。</p> <p>受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。</p> <p>農業以外の林業、水産業では、準拠を求めていませんが、農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。</p>
<p>農業AI・データ契約ガイドラインについて</p>	<p>データの提供に当たり、契約内容の農業者への説明と同意書に署名してもらうことになっているが、なぜ、農業者の同意書が必要なのですか。</p>	<p>農業者等からデータの提供を受ける際には、相手の農業者等とデータの提供に係る合意と契約を締結する必要がありますが、その際に契約内容について農業者が契約内容を理解した上で、契約を締結することが必要と考えており、今回、農業者に対し、データの提供の必要性等を十分に説明していただき、チェックリスト(公募要領別紙7)の最終頁にある「同意書」に署名を頂いてください。</p> <p>なお、農業者の同意書は、チェックリストと一緒に保管し、年度末の研究成果報告書の提出に併せて提出をお願いすることとしています。</p>
<p>農業AI・データ契約ガイドラインについて</p>	<p>AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリストで、一番最後に「弁護士等にガイドライン準拠の確認を得た場合は右の枠内にチェック(任意)」となっていますが、必ず確認を受けなくてもよいのでしょうか。</p>	<p>農業者等からデータの提供を受ける際には、相手の農業者等とデータの提供に係る合意と契約を締結する必要がありますが、その際に契約内容については、弁護士等の確認を得た方が準拠が填補できると思っています。ただし、明らかに当事者間で合意及び契約内容が判断できる場合は、その限りでは無いと考えていますので任意としています。</p> <p>農林水産省のガイドラインにもございますように、「代替措置や契約内容に含めない項目の内容について、ガイドラインの内容との差異を農業関係者等へ契約締結時までに説明を行い、必ず同意を得ることで要件化に対応可能とする等、要件化の初年度の令和3年度は柔軟な運用」が認められております。</p> <p>また、弁護士のチェックについても、明らかに必要ないということを当事者間で合意していれば良いため、「任意」とされているところです。万が一、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出した場合に、「言った言わない」という形で、争いが起きないように、データ利用の必要性等を十分に説明していただき、チェックリスト最後にございます「同意書」に署名を頂くよう、御対応願います。</p>
	<p>農業AI・データ契約については、誰が農業者等と契約を結ぶのでしょうか。</p>	<p>農業AI・データガイドラインと密接な関係にあるデータマネジメントプランの踏まえ、以下のように想定していますが、複数機関の場合にコンソーシアム等に設置していただくデータ管理委員会等の方針に沿って契約してください。</p> <p>① レベル1(自社のみ)で運用することが明らかである場合は、コンソーシアムの他の構成員(研究代表者を含む)が了承の上、各構成員が結ぶ。</p> <p>② レベル2以上のような、コンソーシアム全体としての事項であれば、研究代表者が結ぶ。</p>
<p>データマネジメントプラン(DMP)</p>	<p>データマネジメントプランの作成が求められる理由は何ですか。</p>	<p>統合イノベーション戦略2020において、「競争的研究費制度におけるデータマネジメントプラン策定に関する仕組みの導入を推進」が記載されたことによるものです。</p> <p>上記に基づき、研究データの管理・利活用についての方針・計画の策定等を推進するため、本プログラムでは、公募要領別紙8に示すデータマネジメントに係る基本的な方針(データ方針)を定めています。この方針に基づき、契約締結後にデータマネジメントプランを作成して頂き、研究開発データの管理を行っていただく必要があります。</p> <p>そのため、応募時には提案書様式7(データマネジメント企画書)の提出をお願いします。</p>